

議事日程(第5号)

平成25年6月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議案第42号 由布市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 由布市営簡易水道事業設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第44号 由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第8 議案第45号 市道路線(小久保線)の認定について
- 日程第9 議案第46号 市道路線(畑線)の認定について
- 日程第10 議案第47号 平成25年度由布市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第48号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)

追加日程

- 日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第2 発議第2号 地方財政の充実強化と地方自治体の主体性の保証を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議案第42号 由布市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 由布市営簡易水道事業設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第44号 由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第8 議案第45号 市道路線(小久保線)の認定について
- 日程第9 議案第46号 市道路線(畑線)の認定について

日程第10 議案第47号 平成25年度由布市一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第48号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）

追加日程

日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

日程第2 発議第2号 地方財政の充実強化と地方自治体の主体性の保証を求める意見書

日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

---

出席議員（20名）

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 渕野けさ子君	14番 太田 正美君
15番 佐藤 正君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
20番 工藤 安雄君	21番 生野 征平君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	相馬 尊重君
総務課長 ……………	麻生 正義君	財政課長 ……………	梅尾 英俊君
総合政策課長 ……………	溝口 隆信君	会計管理者 ……………	工藤 敏君

産業建設部長 …………… 工藤 敏文君      健康福祉事務所長 …………… 衛藤 哲雄君  
環境商工観光部長 …………… 平井 俊文君      挾間振興局長 …………… 柚野 武裕君  
庄内振興局長 …………… 麻生 宗俊君      湯布院振興局長 …………… 足利 良温君  
教育次長 …………… 日野 正彦君      消防長 …………… 大久保一彦君  
代表監査委員 …………… 土屋 誠司君

---

午前10時00分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また、現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

---

○議長（生野 征平君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願3件、陳情1件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） おはようございます。総務常任委員長の太田正美です。請願・陳情審査報告を行います。

本委員会に付託の請願・陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記、審査日時、平成25年6月20日、現地調査と審査、まとめを行いました。

場所は、庄内庁舎第6会議室。

出席者は、総務常任委員全員であります。

審査の結果、陳情受理番号1、受理年月日、平成25年5月28日。

件名、防火水槽の設置について。

委員会の意見、この請願は、昨年大火を経験した向原自治区が防火用水環境の改善を求めて、隣接する市有地に防火水槽の新設を求めるものです。由布市地域防災計画では、用地確保が困難なところでは、公共用地を中心とした設置・整備を進めるとなっており、この方針に沿った請願

となっています。

委員会としては、設置場所については、市有地内でもより利便性の高い場所を設定するのが当然であり、関係者と十分検討・協議するよう求めます。

慎重に審査した結果、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、受理番号3、受理年月日、平成25年6月3日。

件名、地方財政の充実強化と地方自治体の主体性の保証を求める意見書採択について。

委員会の意見、政府は、平成25年度予算編成に当たり、地方交付税を削減し、削減分を防災・減災事業に充てる方針を打ち出しました。地方交付税は、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持できるよう財源を保障するものであり、その使途に当たっては、地方自治体の本旨を尊重し、国は条件をつけ、または、その使途を制限してはならないと定めています。

今回の国の対応は、地方自治体の本旨を尊重するものとなっているとは言えず、地方自治体の裁量権の制限につながる可能性があります。地方交付税の使途については、地方自治体の裁量権に委ねることにより、地方自治体の主体性を保証するよう、国会及び政府に強く求めます。

慎重に審査した結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情、受理番号1、受理年月日、平成25年3月13日。

件名、住民の暮らしの移動需要を全関係課で把握し、対応する仕組み作りを求める陳情書。

委員会の意見、本陳情は、コミュニティバス運行事業やデマンドタクシー運行について、市民ニーズの把握に当たっては、主管課の総合政策課だけではなく、福祉事務所や地域振興課、教育委員会など、地域の実情に詳しい関係部署が横断的に情報を提供し合い、とりまとめを総合政策課が行うよう求めるものです。あわせて、デマンドタクシーの普及・拡大を望む内容となっています。

陳情者は、由布市市民交通対策検討委員会の公募メンバーとして、由布市の公共交通施策にも精通しており、これまで多くの提案を行政側に投げかけてきたが、取り組みが不十分であるとの意見でした。

執行部に対し見解を求めたところ、市内公共交通施策全般を考慮しながら事業実施しており、陳情者の提案を含め可能な事業に取り組んでいる。関係各課との連携についても可能な限り行っており、限られた財源の中で改善を図ってきたとの回答がありました。

公共交通施策に対する両者の認識については大きな隔たりがあり、市民交通対策検討委員会での議論も不十分であるよう感じられました。

委員からは、陳情者と執行部との見解に相違があり、判断が難しいとの意見や、デマンドタクシーの試験運行の結果分析や、社協が行っている市民ニーズの調査結果を待ちたいとの意見も出

され、慎重に審査した結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

どうぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、教育民生常任委員長、小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） おはようございます。教育民生常任委員長、小林華弥子です。請願・陳情の審査報告をいたします。

請願・陳情審査報告書、本委員会に付託の、済みません、お手元の陳情ではなく、これは請願です。訂正をお願いします。本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

審査日時、平成25年6月20日。

場所、湯布院庁舎2階会議室。

出席者は、教育民生常任委員会全員です。

説明者として、紹介議員に出席をいただきました。

請願受理番号2、受理年月日、平成25年6月3日、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

義務教育は、日本国憲法・教育基本法の定めるところであり、義務教育の教育水準の維持向上や機会均等を確保する制度として、義務教育費国庫負担制度が維持されています。

本請願については、この義務教育に係る費用については、本来は国の責任において国庫で全額を補償し、次代を担う子どもたちの健全な成長が図られなければならないところですが、昨今の国庫負担が減ぜられている中で、現在の義務教育費国庫負担制度を維持し、かつ、教育に係る費用負担は国の責任において全額を補償するよう、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものです。

紹介議員に委員会に出席いただき、請願趣旨を十分に審査した結果、全員一致で採択すべきものと決しました。

ぜひ、御理解、御賛同を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（生野 征平君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号1、防火水槽の設置についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号1を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、請願受理番号1については、採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号2、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。

これが出るたびに、私はお願いしておるんですけども、義務教育費の中に司書の給与費が含まれていません。それで、私が文教のときは、それを入れるような形で教組のほうにお願いをいたしました。

また、用務員、今は校務員というんですか、それも自治体が負担するようになっています。自治体の交付税で一般財源化されとるかどうかわかりませんが、いわゆる国庫負担の逃げる方法だというふうには私は思います。その2つの点をかっつてずっと言い続けているんですけども、委員会ではそうした議論が出たかどうか、確認したいんですが。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 委員会の中では、この願意について、紹介議員さんを通してながら精査をいたしました。

その国庫負担すべき義務教育費の中に人件費がどの範囲まで及ぶのかといった詳しい議論はしておりませんが、願意の趣旨は、基本的に義務教育に係る費用は本来は国庫で全額を負担すべしと。で、国庫の割合が下がっている中で、もう一度改めてこの無償制度の堅持だけではなく、国庫の全額負担を求めるということで、願意を把握いたしました。

私どもとしては、もしこれが採択されれば、意見書の発議の際には、その願意が十分表現できるように、義務教育費に係る教育負担は国庫で全額補償すべきという意見書を発議したいというふうな結論づけたところです。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 全国的に自治体が意見書を上げる数を毎年非常に気にしてるんですけども、実際、中身についてあぐらをかいてるんじゃないかということも、私時々思うんで

す。もっと細部にわたって検討して、そして、こういう点をきちっと取り上げるべきじゃないか  
ということを経次、地方議会のほうからも声反映できるといいなというふうに思っていますの  
で、次回からはその検討をぜひお願いしたいと思います。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号2を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛  
成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、請願受理番号2については採択することに決定  
いたしました。

次に、請願受理番号3、地方財政の充実強化と地方自治体の主体性の保証を求める意見書採択  
についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号3を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛  
成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、請願受理番号3については採択することに決定  
いたしました。

次に、陳情受理番号1、住民の暮らしの移動需要を全関係課で把握し、対応する仕組み作りを  
求める陳情書は継続審査です。

---

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ

とについてから日程第11、議案第48号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 総務常任委員会委員長の太田です。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

審査日時、平成25年6月19、20日の2日間。

審査場所、庄内庁舎第6会議室。

出席者、総務委員全員。担当課は表記のとおりであります。

審査結果。諮問第3号から5号について、一括で報告いたします。

諮問3件は、現在人権擁護委員である豊岡陽子氏、半澤秀宣氏、岩尾豊文氏が、平成25年9月30日をもって3年の任期が満了することから、引き続き委員としてお願いするもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。3氏とも人格識見が高く、地域の実情に通じており、人権擁護委員について深い理解のある委員です。

慎重に審査した結果、全員一致で適任と答申すべきものと決定しました。

次に、議案第47号平成25年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、歳入歳出にそれぞれ3億7,097万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ177億7,867万6,000円とするものです。

人件費については、4月の人事異動に伴う職員給与等の組み替えと、3月定例会で可決した給与減額の条例に係る減額などが計上されています。

歳入の主なものは、一般寄附1件と、基金繰入金6,445万2,000円は財政調整基金からの繰入金です。基金の本年度取り崩し累計額は4億5,012万円です。

歳出の主なものでは、総務費で、OBS放送「iナビおおいた」への由布市情報発信の委託料、由布院駅前公衆トイレの照明設備の修理と南由布駅ふれあい館の壁修理。入会地分収交付金事業の地元交付金は、塚原全共跡地土地売却に伴う交付金です。企画費のUJIターン推進事業は、空き家実態調査業務の委託料で、調査は市が行い、費用については県補助を受けるとの説明がありました。

由布川地域都市再生整備事業では、地権者との協議が整ったことから、当初予算計上の用地単価との差額分と立木等の補償費を計上。交通安全対策費の消耗品費では、新任者の制服として、少年補導員用2名分、交通指導員用4人分を計上しています。

消防費では、庄内出張所の救急自動車新車導入経費。この寄贈事業は一般社団法人日本損害保険協会によるもので、車両の現物支給となっており、標準装備以外の費用については寄贈を受ける団体の負担となることから、資機材の購入並びに艤装の経費などの計上です。特別旅費は、車両の中間検査に立ち会うための旅費で、財源は合併特例債を充てています。

消防庁舎建設事業については財源の変更。当初予算では合併特例債を充当していましたが、起債充当率100%、交付税措置70%の緊急防災・減災債を借りられるようになり、調整を行ったところです。委員から、建設予定地前の県道について、拡幅工事が早急に実施されるように県に対して申し入れを行うよう、強い意見がなされています。

非常備消防費の消防備品購入補助金は、5つの自治区に対する補助金。コミュニティ助成事業補助金は、西石松自主防災会の活動に補助するものです。これは宝くじの社会貢献事業で、財団法人自治総合センターが決定し、助成するものです。

災害対策費の消耗品費として、防災士活動用ベスト120着分を計上、2分の1補助の県費を充てています。自主防災組織等資機材整備補助金は、1組織30万円を限度に、10組織分を計上しています。備品購入費1億5,461万3,000円は、個別受信機の防災ラジオ1万5,500台分（全世帯分）を計上しています。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議員諸君の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、教育民生常任委員長、小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 教育民生常任委員会の審査報告を行います。

委員会審査報告書、本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

審査日時、平成25年6月19日、20日の2日間。

場所、湯布院庁舎2階会議室及び現地調査を行いました。

出席者は、教育民生常任委員全員です。担当課は記載のとおりです。

議案第42号由布市子ども・子育て会議条例の制定について。

経過及び理由、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、由布市子ども・子育て会議を設置するため条例制定するものです。

子ども・子育て会議では、保育所や小規模保育などの利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、由布市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について調査、審議することとしています。

なお、会議の委員の任命に当たっては、関係団体の長などの当て職者の任命だけでなく、より子育ての現場状況や実態に詳しく、子育て会議について積極的に意見、協議していただける方

を任命されるよう希望します。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべしと決定しました。

議案第47号平成25年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由ですが、本補正予算について当委員会に関係する主なものとしては、3款民生費1項社会福祉費2目高齢者福祉費の福祉施設管理事業107万7,000円は、城ヶ原のゲートボール場整備工事費。

2項児童福祉費2目子育て支援費の子ども子育て支援計画策定事業7万6,000円は、子ども・子育て会議条例化に伴い、謝金から報酬への組み替えと同時に、委員数と会議回数の増により増額補正するもの。

4款衛生費1項保健衛生費4目予防費の予防接種推進事業268万円は、風しん予防接種費助成事業として、妊娠を予定または希望している女性か、妊娠している女性の夫に対してワクチン接種費を助成するもの。由布市内50歳未満婚姻女性と妊婦の配偶者の約15%に当たる500人分を見込んで予算計上しています。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の学校規模適正化事業、小学校統廃合補助金100万円は、南庄内小学校の廃校に伴う補助金です。

3目教育指導費の子どもの自立支援事業は、不登校児童・生徒の支援事業費。新学期が始まり、不登校児童・生徒が急増した状況があったため、緊急の対策として予算措置するもの。支援体制の充実を図るため、常勤教育相談員1名分の賃金と、専門知識を有する別府大学大学院生の謝金など、251万4,000円の増額補正です。

当委員会の審査を通して、次のような意見及び指摘事項が出されました。

まず、由布市が今回緊急防止策として、いち早く風しん予防ワクチンの接種助成に取り組んだことは、高く評価されるものと思われます。

城ヶ原のゲートボール場整備工事費については、由布市のゲートボール協会庄内支部が使用したいとの希望を受けて整備するとのことですが、整備後のゲートボール場や簡易トイレを維持管理するための費用負担や責任体制が明確になっていません。また、排水などの整備はなされず、ごく簡易な整地工事の予定となっています。現在の指定管理者である「ゆふのA I」に対して、今後のゲートボール場及びトイレの維持管理計画や資金計画の提出を求め、利用頻度や利用計画を考慮した上で、適切な維持管理ができることが確認されるまでは、予算の執行は見合わせるべきとの意見に達しました。

南庄内小学校の閉校に伴う統廃合補助金については、本来であれば当小学校の廃止議案とともに議会に提案されるべきものであったと思われます。閉校後の跡地利用計画や行政財産となった後の財産管理の方針、また、統合先の小学校の選択のための新たな校区割の設定などについては、

閉校までに十分に検討協議しておくこと。

また、現在市内の小・中学校には、市費によって臨時教職員を雇用し加配しています。しかし、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に準拠して、県費により加配している臨時教職員と、市費により加配している臨時教職員の待遇や勤務条件には差異が生じています。それにより、市費で雇用している臨時教職員は、学校で担任が持てないといった状況があるとの説明がありました。そこで、市費で雇用する臨時教職員の待遇も県費による雇用と同条件にできるよう、市独自の条例制定を検討すべきと思われます。

その他、委員会内で各委員より出された意見や提言などについては、真摯に受けとめられ、前向きな対応を求めます。

なお、平成25年第1回定例会に上程され、当委員会に付託された議案第38号平成25年度由布市一般会計の当初予算案の中で、高齢者福祉費の長寿祝品支給事業について、執行部より、平成25年度からは、喜寿（77歳）を傘寿（80歳）に、米寿（88歳）を卒寿（90歳）に変更し事業を行いたいとの説明を受けましたが、この方法で実施をすると一部の方に重複支給が発生するため、これまでどおりの方法で実施すべきだと委員会審査報告を行いました。その後、執行部から、重複支給を防ぐための措置を講じたとの説明を受け、当委員会としては、長寿祝品支給事業の対象者を変更し、事業実施することを了承しましたので、報告をいたします。

以上、当委員会に係るものについては、上記の意見を付し、全員一致で原案を可決すべしと決定しました。

議案第48号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ226万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3,968万1,000円とするものです。

主な補正は、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料で、包括支援センターの体制見直しに伴い、介護支援システムの環境統合作業の委託料126万円の増額補正。

5款地域支援事業費2項包括的支援・任意事業費2目任意事業費4節共済費、7節貸金では、地域ケア会議開催に伴う新規雇用の臨時職員、8月から3月までの8カ月分の人件費を増額補正するものなどです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべしと決定いたしました。ぜひ御理解、御賛同をいただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、産業建設常任委員長、佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長の佐藤友信です。

それでは、委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、平成25年6月19、20日、2日間。

場所、湯布院庁舎2階第3会議室、挾間庁舎3階第2会議室。

出席者は、委員全員です。担当課は記載のとおりです。

議案第43号由布市簡易水道事業設置条例の一部改正について。

簡易水道事業統合計画に基づく庄内簡易水道事業と葦草簡易水道事業の統合及び庄内簡易水道・塚原簡易水道事業の給水区域拡張に伴い、名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量に変更が生じたため、改正するもの。給水人口が減少しているにもかかわらず、1日最大給水量が増加している点については、平成23年度から過去10年間の実績で算出したため、当初とは実情が異なると説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第44号由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について。

簡易水道事業統合計画に基づく庄内簡易水道事業と葦草簡易水道事業の統合及び庄内簡易水道・塚原簡易水道事業の給水区域拡張に伴い、名称、給水区域に変更が生じたため、改正するもの。

委員会からは、水道管の接合を行う場合は、水源地域の関係者へ十分に説明し、承諾を得ることが必須であるとの意見を付した。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第45号市道路線（小久保線）の認定について。

本議案は、地元より請願のあった案件であり、平成23年第2回定例会において採択され、市道として認定を行うもの。

採択時の条件としていた転回場所の土地については、6月19日に現地調査を行い、市有地であることを確認した。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第46号市道路線（畑線）の認定について。

本議案は、地元より請願のあった案件であり、平成23年第3回定例会において採択され、避難所への進入路整備として新設道路を市道に認定するもの。市道庄内湯平線から緊急避難所として利用する畑公民館への進入路を新設し、整備するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第47号平成25年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

当委員会に係る歳入は、16款労働費補助金の重点分野雇用創造事業臨時特例交付金、農業費

補助金の戸別所得補償制度推進事業費補助金は、由布市地域再生協議会のパソコン2台のシステム追加の要望が認められたため増額、商工費補助金の消費者行政活性化事業費交付金の増額。

歳出は、6款農業経営所得安定対策事業の農業経営所得安定対策事業補助金は、県補助金から充当、7款消費者行政事業の増額は、消費者庁の地方消費者行政活性化基金が1年延長したため、由布市消費生活センターのさらなる機能充実を図るため、研修会受講に係る特別旅費や啓発チラシ等の消耗品費等。

商工振興活性化事業の商工会館増改築補助金は、商工会合併に伴い旧庄内町商工会館を増改築するに当たり市が補助するもの。当初の総事業費が増額変更したが、その内訳は、1、新館の面積増、2、トイレと浄化槽の改修、3、駐車場整備、4、設計施工管理者建築士1名の配置の4点である。

観光振興整備事業の地域資源ブラッシュアップ業務委託料は、由布院駅に総合案内人1名を配置し、観光客の市内での滞在時間を延長、また、各地域への循環を促すためのもので、財源は県補助金を充当。

地域イメージ向上対策事業の消耗品費は、クルーズトレイン「ななつ星」の運行開始（平成25年10月15日）に伴い、久大本線沿線に花を咲かせ、観光客へのおもてなしとする。レンゲと菜の花の種子を購入予定とのこと。

また、商工会館増改築に対する補助金については、由布市商工会発足に当たって改修事業が必要かつ不可欠であり、市としても最大限の支援をするということで予算措置をしたと説明を受けた。

委員会からは、由布市商工会として早く軌道に乗せるよう努められたいと意見を付した。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いをしておきます。

まず、日程第2、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより諮問第3号を採決します。

本案に対する委員長報告は適任と答申です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより諮問第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は適任と答申です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、諮問第5号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより諮問第5号を採決します。

本案に対する委員長報告は適任と答申です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第42号由布市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第43号由布市営簡易水道事業設置条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。

事業統合でステップそれぞれあって、今回ステップ2が議案として出されてるんですけど、ステップ1の湯布院上水道と塚原簡易水道の事業統合については再検討を要するというので、ちょっと展望がわからないんですけど、実際今のほうがちょっと暗礁というんですか、それで、どういうふうな見通しになっているのか。委員会でその議論がされたなら報告をお願いしたいと思うんですが。

○議長（生野 征平君） 佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 議員から指摘の内容で協議はしておりません。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第44号由布市簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） せっかく本会議で質疑をして、それが委員会に反映されていない

ちゅうのが非常に、ちょっと私自身もショックなんですけど。執行部のほうからもそういう説明は全然なかったんでしょうか。統合のステップ1について、塚原と湯布院上水道の統合計画がステップ1で第一段階だったんです。それが非常に検討を要するふうになったというふうなことは、本会議で水道課長から伺いました。

委員会で、そのことについて議論はされてないということなんですけども、詳しい説明は委員会のほうには執行部のほうからはされなかったんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 全ての事業が28年までに仕上がるという報告は聞きました。

それと、塚原の件に関しては、キャンプ場を取り入れるということで、水道の給水区域が広がるという話を聞きました。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 委員長報告に委員からの水道管の接合を行う場合は、水源地域の関係者に十分な説明をし、承諾を得ることが必須ということは、具体的にはどのようなことが委員会の中で話し合われたんでしょうか、お願いします。

○議長（生野 征平君） 佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 表流水というんですか、地区の水源地からの水を引いてるところがあります。それで、そこの水利組合に了解を得て接合をしてほしいという話をしました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 具体的にどこの地域なのかと、その地元の人からの苦情等がその中に出たんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） これ、庄内の東部簡水の件です。過去に庄内東部簡水と庄内簡水が接合している部分が2カ所あります。これは2年ぐらい前に話があったんですけど、地区の方が東部簡水の水道区域が庄内町の東部地区であるにもかかわらず、庄内町の大龍または庄内原まで行く範囲まで水利権を渡したわけではないということで、昨年ですか、会議を1回開いて、つないだんだから認めようという話になりました。

また、今度は東部簡水と時松簡水を接合させるという話を聞きました。そういう中で、東部簡水の水源地としては、水量に限度があります。それで、接合するなれば、地域の方の水利組合の

方々と話し合って、水量の調整またはそういう話をしてくださいという話をしました。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第45号市道路線（小久保線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第46号市道路線（畑線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 市道を新設という場合なんですけども、市道の基準というんですか、それが目安が何かあるんでしょうか。要するに、幅員とかいろいろあるかと思います。

先般、一般質問でも取り上げましたけれども、既存の里道等を市道にした場合、住民のほうは一定の市道の拡幅を願って市道に申請しているわけです。今回の場合も、提出者の意図は、やっぱり車が入れて、そういう避難所に向かえるようにというような意図があったというふうに思い

ます。

ところが、具体的な事業現場では、先ほど一般質問で例も出しましたように、里道のまま境界いっぱいまで構築物を認めるなどという指導をしているんです、建設課が。そこら辺について委員会で市道についての皆さんの共通認識、あるいは、どういうふうな指導をすべきであるかというようなことが議論されたのかどうか、そこら辺をお知らせください。

○議長（生野 征平君） 佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 市道に関する幅員等は前回の議会で資料をいただきました。委員は皆さん覚えていると思いますけど、私は今ちょっと手元にないんで、何メートルが基準かということは、今即答できません。

議員が一般質問でされた現場に私は行ってまいりました。1メートルぐらいの里道だと思っています。今、開発行為が行われているわけですが、地域からまず拡幅してくださいという要望が出てないので、構造物を入れる前に1メートルにしてよけてくださいとか、そういう話はやっぱりできないんじゃないかな。

もしそれをやったときに、じゃあ、その1メートル広げた部分は誰がお金を出すんですかとか、いろんな話になってくると思います。委員みんな現地視察に行っていないんですけど、私は建設課と行ってまいりました。答えられるのはそこまでです。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 委員長に御足労いただき、ありがとうございます。基本的に、住民の意思は市道に認定する段階で皆さん意思表示をしてるんです。これを市道に格上げしたいと。里道のままじゃ困るところで、住民の意思はそこで表明しているわけです。なおかつ、それについて改良工事を陳情請願しないと、順番がどうかとか、いろいろな面は多少あると思います。

しかし、基本的な市道として管理するには、4メートル拡幅が前提にあると。この体制をとらして、今、委員長が言ったように、それは誰が用地を確保するか。もちろん市です。市に買うてくれと言えば、市がそれ用地を確保しなきゃ。だから、そういうことは具体的に話し合えばいいことで、ぜひ、委員長の御足労はありがたいと思うんですけども、委員会でそのことを議論して、委員会としての方針を出してほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第47号平成25年度由布市一般会計補正予算（第1号）を議題として、質疑を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、挾間町商工会長であります利光直人君の退場を求めます。

〔18番 利光直人君 退場〕

○議長（生野 征平君） 質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 非常に残念なんですけど、今出てもらった商工会からのお願いで、今度の予算を計上していますけども、基本的に、私は銀行と同じで、商店の多いところに商工会の施設、拠点をつくるというのは当然のことで、現行、挾間と湯布院には立派な商工会館があります。まさに商工会館こそ分庁舎方式でやるべきだというふうに思って、この庄内の商工会館を増改築するということに、委員会では満場なんですか。満場ちいうか、全員がそういうふうな意見なんですか。ちょっと解せないんですけども。

○議長（生野 征平君） 佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 19日に3商工会の会長さん、それと、事務の方と意見交換を行いました。そういう中で、現地視察等を行い、お話を3商工会から聞きました。

3商工会とも本庁を庄内に移すということで意思は固いということ、私たちは尊重して、認めるようにいたしました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 商工会の意思は固いから、そういうお願いを出したんだろうけども、基本的に、その委員の皆さんが、本当御無理ごもっともですちゅうような言い方で対応したのかどうか、そこ辺が私には聞きたいところなんですけども、委員さん皆さん、全員が、本当御無理ごもっともですちゅうような感じだったんですか。

○議長（生野 征平君） 佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 先ほども答弁しましたように、3商工会の意思をやはり

酌んで、私たちは賛成をしました。反対意見は一つもなかったと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 7番、高橋です。総務常任委員会太田委員長にお聞きをしたいと思えます。

自主防災組織の整備が今回出されておりますけども、1つ確認したいのは、整備すべき備品等の整備指針というのがあるのかどうかです。それと、加えて、交付金規則、補助金、交付金の割合等が整備されているのかということと、あと、自主防災組織と防災士のその運用規程というのが整備されているのかどうか、それを委員会の審査の中でどのように確認されたのか、ちょっと教えてください。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） いずれも、そういう指針等整備されているかという説明は委員会ではありませんでした。ですから、特にこの西石松等は申請をして、この財団法人自治総合センターがいろんなところから上がってきたものを抽選により、くじに当たったみたいな感じで、たまたま今回、西石松が当たったということであって、その順番とか、そういうものはないような説明を受けました。

それと、防災士についても、まだそこまでの整備がなされていないような状況でしたので、防災士ベスト等が必要なのかという質問をしましたが、やはり士気高揚というか、これからもっとたくさんの、例えば議員全員に防災士になってほしいとか、そういう啓発も含めて、今回このベストを買いますという説明がありました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） ありがとうございます。やはり防災・減災を担うソフト事業を、こういった自主防災組織であるとか、防災士の役割は非常に重要であると思うんですけども、実際中身を見てみると、やはりいざ災害であるとか、訓練であるとかいう一定のマニュアル的なものが余り整備されていないように思いますので、そこは、今後委員会として御指導いただけるようなお考えがあるかどうかだけお聞かせください。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 当然、その辺の整備はこれから行っていかなければならないと私も考えておりますので、十分検討していきたいと思えます。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 産業建設委員長にお尋ねいたしますが、委員長報告の中段の地

域イメージ向上対策事業、クルーズトレインの運行開始に合わせてということで、平成25年10月15日に運行開始ということなのですが、実際にそのためのレンゲソウと菜の花の種子をとということであっています、菜の花とレンゲソウというのは春咲くんで、10月のその運行開始に合わせてといったら、コスモスじゃないかなと私は思ったんですけど、その辺の何か、委員会の中ではそういう時期がずれることについて何か意見等はありませんでしたでしょうか。

○議長（生野 征平君） 佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） これは、レンゲソウと菜の花を8月と10月ですか、分けてまくということです。来年の春先、非常に久大沿線がきれいになるということで、期待をしているところです。

コスモスの話は特に出なかったの、コスモスは、通常今までどおりやってたので、それは特になかったのかなというふうに議員は感じていると思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに。鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 今の太田議員と同じ質問ですけど、産建委員長にお尋ねします。

これは水田か、畑にその菜の花またはレンゲをまくと思うんですけども、これについての農家との同意は、もうこれとれているのか。また、この花を咲かせるその期間、時期は、どのくらいまでするのか。もうレンゲソウに種ができるまでするのか。そのときにまた、これ水田にかき込むことが大変なことになると思うんですけども、その辺の計画等の説明は執行部から受けているのか、ちょっとそのの、ところを聞かせてください。

○議長（生野 征平君） 佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 久大沿線の線路際に菜の花をまくということです。それと、レンゲソウは、これは庄内の観光協会だったと思います。庄内地域でレンゲソウでまちおこしをしようという、庄内の観光協会がことしからやるのですかね。そういうふうな計画を立ててるとということで、庄内地域の久大線から見える範囲の水田にまこうということです。

以上です。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） だから、まいて花が咲いた後です。時期をどこまでするのかとかです。庄内観光協会が四国にたしか研修に行ったという、それで、研修に行った場所も余りレンゲができてなかったという場所が多かったというふうな話も聞いておりますけど、そういうふうなことで、種においてもやっぱり国産の種を利用したり、また、その場合には増量剤として、砂の中に混ぜてまいたりする方式があるとかいうふうなことも聞いているんですけど、そういう指導体制まで徹底してこの計画は、上がっている以上やると思うんですけども、どこまでそういう

計画になっているのか。それで、期間がどこまでするのかという話ができているのか。

また、レンゲをまけば、そういう場所に由布市のまた産業としまして、養蜂場なんかの、養蜂農家、そういうところがレンゲの種をまた支給してくれたりするちゅうこともあると思うんですけども、その辺の話まで執行部がやってるのかどうかという、そこんところを聞かせてください。

○議長（生野 征平君） 佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） そこまでの話はしてません。基本的に、レンゲソウは花が咲いて黒い実がなるまで本当はかき込んだらだめなんですよ。これをやってしまうと、もう一年草で終わってしまうので、今後商工観光と一緒にそういう話を観光協会等にしていき、なるべくきれいな花を咲かせるようにしていきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 総務常任委員長に2点お伺いをいたします。

まず、入会地分収交付金事業の地元交付金、塚原全共跡地の売却に伴う交付金の支出ですが、前回の議会で売却議案については可決されて本契約にはなりましたが、そのときの条件といいますか、執行部側の説明としては、今後その代金の支払いについては——支払いというか、業者からの契約については、今後のまちづくり審議会やいろんな要綱に沿った手続が全部完了をして、実際の設計が全部許可がおりない限りは代金の支払いはしないというふうに説明がありました。

で、そのめどが6月30日というふうに聞いてたんですが、今の時点でまだ設計が進んでおらず、まちづくり審議会も通っておりませんし、地元説明会も開かれておりません。まだ代金の授受はされていないと思いますが、その時点で、今ここの補正予算にこれを上げてくるというのは、早過ぎるのではないかと。確実に設計が通って、まちづくり審議会や要綱の手続が全部済んでから、地元への交付金を上げてくるべきではないかと思いますが、そこら辺、委員会の中でどう御審議されたのか。

それから、2点目は、ラジオの個別受信機の防災ラジオ、全世帯1万5,500台分ですが、これ質疑でどなたかが質問してたと思うんですが、湯布院地域には防災無線があるのに、かぶせて個別受信機を配るのかというふうに質問をしていたら、そうだと言いましたが、委員会の中で、湯布院地域については防災無線があるので、むしろ防災無線の受信機の支給に変えたほうがいいんじゃないかと、そのような指摘とか、この経費の運用に関しての意見は出なかったのか、教えてください。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 塚原全共跡地の土地売却代金については、当然全ての懸案事項が済んだ後、なお由布市に売却代金が納入後、これを実施するという事で説明を受けましたので、それまでは、ただ議会の予算上計上するという理解をしております。

ですから、小林議員が指摘しているような問題点が全てクリアになった時点で、塚原地域にこのお金が交付されるという理解をしております。

次に、防災ラジオ、1万5,500台分ですが、私が担当課に湯布院地域は既に防災無線があるので、逆にうちは要らないというふうに個人がもらうのを渋った場合に、どうするんかという質問をしましたが、今回、そのラジオで発信する情報が、いわゆる特殊情報なので、防災無線では流れない情報をこのラジオを通じて流すので、ぜひそれは受け取ってほしいということと、今後、防災無線の個別受信機は新規には支給しないというふうに決定してるという説明がありました。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 監査報告についての質疑なんですけれども、監査に関しては、監査自体総務で、対象が所管課が福祉事務所なんですけれども、どちらの委員長でも結構でございます。具体的にどのような審査があったのかを、委員会の途中で出てきたのかどうかも入れて、シルバー人材センター自体の今後のあり方が議論されたのかをちょっと確認したいんですけれども。

まず、シルバー人材センターというのは、お年寄り、シルバー世代の生きがい創出、そして、働く機会を提供するという福祉追及であるのは存じておるんですけども、それが、このたびの監査で利益を役員で分け合うような、いわゆる公益ではなく、私利を追求するような形で発覚した事案だというふうに私は捉えておりますし、利益追求集団ではないということは、それであるからこそ市や国県の補助がもらえる、補助を生かすことができるというふうに思っております。

しかし、事実、責任自体、その大きな責任、重い責任をこの法人は自覚せずにいたのではないかと。はっきり言えば公金でございます。それを供与されたわけなんですけれども、あえて規則などにのっとらずに分け合っているというふうな事実がありました。

それでもって、どのように事案を、今回の出来事を処理していったのかを伺いますと、供与された金銭——供与じゃない、供与した分です。一部分の理事さん、幹部に対して供与された金銭を返却したということ。そして、理事という役職から辞職、辞退をしたというふうな対応をしているのは伺いました。

しかし、第三者委員会などを設置して、今後の公益法人のあり方を徹底的に樹立することが本当のこういう問題が次々と出てこないようにするための正当な、妥当な手続であるにもかかわらず、そういう話が出てないんじゃないかなというふうに私は思います。本来の公益法人のあり方というものを樹立するためには、今の体質ではだめだということが今回明らかになったわけですから、そのために、私は質疑のときに所管課の今後の指導を望んで言葉を打ち切りましたけれど

も、調べるに従って、所管課だけでなく、第三者委員会みたいな立場での意見あるいは指導というものがあつたというふうにも強く感じたんですけども、私の思いが行き過ぎてるんだとしたら、それは無駄なことだと一蹴されるかもしれませんが、公益法人である限り、公益追求の一つのシステムを構築する。これはもう絶対に必要だと思います。

しかし、それを委員会の中で議論されていないようだったらと思って心配になって、今の質疑になっておりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 冒頭、議長が申したように、1つは、委員長報告に対する質疑ということで、これは委員長報告は付託案件に対する審議を議会で報告したということですので、一般的に溝口議員の質問には答える必要はないというふうな見解であります。

が、私は当然委員会の中でもその件については審議しておりません。ただ、所管課が監査事務局の所管でありますので、私も一部気になって、その辺のどういうことなのかというのを担当課、福祉事務所、監査委員に個別でお尋ねをしましたが、当然その辺の就業規則、職員給与規程、旅費規程、嘱託職員等に関する規程のやっぱり完備されていない。それと、なおかつ一部の人間がこれを公私混同して流用してたというような部分がありますので、後の処分は法人そのものがすべきことで、議会では口を挟むべき問題ではないかな。そこは監査委員がしてきたことで十分ではないかと認識しております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 教育民生常任委員会です。議案としては、報告議案で、監査報告の報告ですから、今、総務委員長が言われたように、付託をされていないということと、監査の結果ということでは総務なんですけど、今、議員御質問のように、中身の所管については当委員会の所管課になります。

そこで、事前に質疑も出ていたことですので、審議の付託はしておりませんが、質疑が出ていたということですので、うちの委員会としましては、委員会審議の中で、所管課の福祉対策課に来ていただいて、審議ではなく、どういう経緯があつたのかの報告は受けました。

うちの委員会として受けた報告の中では、監査指摘があつたことによって発覚したこの問題について、その後、当シルバー人材センターがどう対応してきたのかということ、るる時系列的に説明を受けました。

結果として、その不適切に受け取っていた報酬については、当該の理事さんが全額返済をしたと。それから、御本人も理事職を辞任したと。

それから、そのシルバー人材センターは理事会を開いて、今後の就業規則や規定などをきちん

と整備をしたということの報告が上がってきたというふうに言っておりました。

担当課の福祉対策課としては、監査指摘にあるように、補助金交付をしていますから、そのことについてはどう考えるのかというふうに委員会としてただしましたら、所管課としては、全額返済されたことと辞任されたことと、今後の規定をきちんと設けたということで、この補助金交付に関しては、これで問題が片づいたというふうに受け取っていると。今後は、この団体規定に基づいた適切な指導監督を行っていきたいというふうに福祉対策課から、うちの委員会は報告を受けました。うちの委員会はそれを聞き置いたということです。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 今後の運営あるいはチェックに関しましては、今、お二方の委員長からの報告で多分教育民生の福祉対策課経由でのお話になろうかと思えます。重要なのは、今の段階の、今の状態のこの団体をいわゆる公益法人として当たり前にするのだと思えますので、当たりの形をつくり上げなきゃいけないと思えますので、今後とも付託にかかわらず、しっかりとした団体として、これだけの不祥事を起こしている団体がまともになるように、御指導を委員会のほうで積極的にと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） 9番、佐藤郁夫です。教育民生常任委員長さんにお尋ねをいたします。

報告の中に、城ヶ原のゲートボール場整備の工事費についてでございます。

この文面を読みますと、市の庄内ゲートボール協会が「ゆふのA I」さん経由でこれを申請していますが、費用の負担とか、責任体制を明確にされていないということで、少しこの内容がわかりづらいんです。そこ辺のところを具体的に審査過程を教えてくださいたいんですが、よろしく願いします。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 御説明いたします。

今回、城ヶ原のゲートボール場は、ここは今指定管理者の「ゆふのA I」さんに老人福祉センターとともに一体的に管理維持を指定管理で任せております。

ただ、現状は、昔ゲートボール場が6面あったんですけれども、その庄内のゲートボール協会さんが昔は使用していたそうですけれども、ここ近年ずっと総合運動場のほうをゲートボール協会さんは使っていたので、実質的にこのゲートボール場を使う団体がいなくて、現状としては草地になって、ゲートボール場としては使えないような状況になっていた。

それが、最近なかなか総合運動場はいろんな団体が使って、申し込みなんかがかぶったりして、

なかなかゲートボール協会さんのほうも使い勝手が悪いので、専用にゲートボール場を整備してもらって、そこを使いたいというふうな希望があったそうです。

そういう希望もありますので、じゃあ、そのもともとゲートボール場だったところを整備しましょうということで予算を組みました。指定管理者に任せてはいますが、ゲートボール場の整備の指定管理の補助基準などから見ると、市が整備すべき費用負担になるので、市がお金を出して整備しようということになったというのが、この予算の提出内容です。

ただ、うちの委員会としては、実際にこのゲートボール場を整備するにしても、それから簡易トイレも設置すると、汲み取りの簡易トイレも設置もするという計画になっていますが、実際には、整備した後に、周囲の草刈りなんかもいろいろしなきゃいけないし、汲み取りの汲み取り代ですとか、いろんな費用や、それから維持管理のための人手もかかると。そういうことを、その指定管理者である「ゆふのA I」さんが本当にちゃんとやるのかと。使用したいと言っているのはゲートボール協会さんですけども、その管理をしなきゃいけない「ゆふのA I」さんがそこまで維持管理をきちんとして、やれるのかというところを確認してるかといったら、そこまでの確認ができていないようでしたので、本当に「ゆふのA I」さんがちゃんと費用負担を請け負ってでもゲートボール場を整備していけるかということを確認したほうがいいという思いがありまして、一時見合わせるべきだということにしたわけです。

以上です。

○議長（生野 征平君） 佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。実は、私も前回の教育民生常任委員長もさしていただきましたし、そのときに、市との契約、指定管理の中で、「ゆふのA I」さんは、あそこまではうちはそういう指定を受けたくないちゅうか、そういう形ではありませんよとたしか聞いてますので、そこ辺から、どのようにこの執行部とそういう「ゆふのA I」さんの中でされたかわかりませんが、今お聞きしますと、指定管理のそういう仕様書の中にも入っているということになれば、「ゆふのA I」さんのこともあるのかなと思いますが、本当に御存じのように、あそこは庄内町始まって以来の高齢者福祉センターがありまして、本当に庄内町柿原一番地ということですので、で、もともと高齢者の方が、あそこで楽しくそういうことをしてましたんで、私は、やっぱりどうしてもそういう形でゲートボール協会の人が使いたいんならば、そこ辺のことを市がやっぱりきちっと「ゆふのA I」さんと話して、また、そういう中で、指定管理に出しているんであれば、市がやっぱり指導なり指摘をして、きちっとそういう調整をすべきだなと、そういうふうに思っていますので、そういうことを、今少し言われましたが、福祉対策課でしょうが、そういうことを委員会として指摘を、具体的な利用できるような指摘をされたんか、もう一度よろしくをお願いします。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） いろいろ議員が言われるような御意見がたくさん出ました。それで、今委員会の結論としては、まずは、その「ゆふのA I」さんに本当に管理ができるのかどうかを確認をすることと、それから、費用負担だとか、そういう資金計画なんかもきちんと出すことと。

で、もしその「ゆふのA I」さんがそういう管理ができないみたいな状況になった後は、これは委員会内部の意見ですけども、今後、福祉対策課として、例えばあのゲートボール場の部分を「ゆふのA I」さんからの指定管理から外して、直接市が整備をして、ゲートボール協会さんに貸すなり、あるいは、別の維持管理の方法を検討するなりというようなことも必要になってくるのではないかと。

あと、その整備も非常に簡易な整備で、草刈りをして、土を整地するだけですから、本当に今後どんどん活用していくのであれば、きちんとした排水工事をするなり、ぴしゃっとしたゲートボール場の整備が必要ではないかといった考え方もありますので、いろんな今後のやり方はあると思うんですけど、今の段階では、まずその「ゆふのA I」さんが受けられるかどうか。もし受けられないような状況であれば、別の形で整備をすることを考えたほうがいいのではないかと、うふうな意見を、委員会の中で申し上げた次第です。

○議長（生野 征平君） 佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） ぜひ、そういうことで、今予算執行を見合わせると言いますが、そういうゲートボール協会の人を使うところがなくなれば、やはり困ると。そういうことでありますので、ぜひ委員会としてやっぱり執行部に強く促して、対策をして、利用できるような形、また、「ゆふのA I」さんとの協定もきちっと、そこ辺はやっぱり齟齬がないようにするべきだと、そういうふうに思っていますので、ぜひ今後ともそういうことも含めて皆さんで委員会の中で取り上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。佐藤友信君。

○議員（10番 佐藤 友信君） 教育民生委員長にお伺いします。

今、発言の中で――城ヶ原の件です。排水などの設備はなされず、ごく簡易な整地工事の予定と言ってます。あそこは以前ゲートボール協会というか、ゲートボールを頻繁にしていた場所で、水はけもそんなに悪くないところです。

それと、あそこのグラウンド自体、まさ土が10センチぐらい入っているので、多分まさ土の入れかえじゃなく、まさ土を裏返すぐらいの工事じゃないかと思っております。

この書き方を見ると、お金をかけたほうが何かいい仕事ができるんじゃないかというような書き方なんですけど、庄内町の人は非常に我慢強くて、少しのお金でも何とか100%いい仕事

をすとか、いい結果に結びつけたいとかいう、非常に我慢強いところがあります。そういうところもお酌みとりになっていただき、金額が多いからきれいな仕事ができるんじゃないかと、努力の後でみんなでやろうというのも見られるんじゃないかと思っております。その点を考慮して、早く全ての制度ができて、早くゲートボール協会にお貸しできることをお願いします。答えは要りません。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） いろいろ条件が付きまじったけども、入会地の分収交付金、1つの財産管理組合に1億2,000万円も支払うというのは、ちょっと異常だというふうに私は思います。

それと、庄内の商工会館建設に3,000万円。むしろ庄内は1,000万円ぐらいで、湯布院に2,000万円ぐらいつけて増改築したら、もっと施設も使いよくなるんじゃないかと。挟間は立派なものがありますから、そういう分庁舎でいくのがいいんじゃないかというふうに思って、この補正予算には反対いたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立16名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで利光直人君の入場を許します。

〔18番 利光直人君 着席〕

○議長（生野 征平君） 議案第47号は可決されましたので、お知らせをいたします。

次に、日程第11、議案第48号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時30分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

---

**追加日程第1. 発議第1号**

**追加日程第2. 発議第2号**

**追加日程第3. 閉会中の継続審査・調査申出書**

○議長（生野 征平君） お諮りします。ただいま議員発議として、発議第1号及び発議第2号並びに各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この提出案件3件を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、以上の3件は追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第1号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 発議第1号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の発議をいたします。

上記の意見書を別紙のとおり由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成25年6月25日、由布市議会議長。

提出者、由布市議会議員、小林華弥子、賛成者、由布市議会議員、二ノ宮健治、工藤安雄、田中真理子、新井一徳、高橋義孝、鷲野弘一。

提案理由、子どもたちに教育機会均等と教育水準を保障するため。

裏面ですが、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書ということで、趣旨文は省略をさせていただきます。先ほど請願の採択のときに申し上げたとおりです。

願意の意見の趣旨ですが、憲法の保障する義務教育費無償制度のもと、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、教育に係る費用の負担は国庫で全額を保障すること。

提出先は、内閣総理大臣、以下4名、お手元に記載のとおりです。

ぜひ御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

では、発議第1号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第2号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。14番、太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 先ほど、請願の第3号で皆様から御賛同いただきました地方財政の充実強化と地方自治体の主体性の保証を求める意見書ということで、意見書を出したいと思っております。

上記の意見書を別紙のとおり由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

提出者、由布市議会議員、太田正美、賛成者、同じく廣末英徳、湊野けさ子、西郡均、佐藤郁夫、長谷川建策、以上であります。

提案理由、地方財政の充実強化と地方自治体の主体性の保証を求めるため。

裏面をお願いいたします。

先ほどの請願のときも説明いたしましたが、文面は省略させていただきます。

提出先、内閣総理大臣、安倍晋三殿、総務大臣、新藤義孝殿。

以上であります。御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

では、発議第2号地方財政の充実強化と地方自治体の主体性の保証を求める意見書を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（生野 征平君） 以上で、今定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

これで、平成25年第2回由布市議会定例会を閉会します。御苦勞でした。

午前11時37分閉会

---